

虐待防止のための指針

1. 基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとします。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

3. 虐待防止委員会の設置

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は年2回（6月・12月）開催します。

（1）委員会の協議事項

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

（2）委員会の構成員

委員会の委員長は管理者とします。委員の選任については、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とします。

4. 虐待防止のための職員教育・研修

利用者の権利擁護及び虐待防止のため

支援に関わるすべての職員に対して、の権利擁護及び虐待防止についての職員教育を行います。

- ・定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ・新任者に対する教育・研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

5. 施設内で発生した虐待の報告方法

施設内で虐待（若しくは虐待と疑われる事案）を発見した職員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告します。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、寒河江市及び虐待を受けた障害者に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとします。

また、管理者あるいは虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した職員が直接所管の市町村の虐待通報窓口へ通報することとします。

なお、虐待を発見し管理者等に報告した従業者、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村へ通報した従業者に対し、不利益な取り扱いが行われないこととします。

6. 虐待発生時の対応に関する基本方針

施設内で虐待が発生した場合、「5. 施設内で発生した虐待の報告方法」の通り速や

かに通報を行います。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行います。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととします。

虐待事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧

この指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

附則 この指針は令和5年3月21日より施行する。